

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2017

課題番号：26590012

研究課題名(和文) 気候変動リスク対処のための保険制度に関する研究—活用のための基盤構築をめざして

研究課題名(英文) Exploring Possible Use of Insurance Scheme to Address Climate Related Risks

研究代表者

高村 ゆかり (TAKAMURA, Yukari)

名古屋大学・環境学研究科・教授

研究者番号：70303518

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：近年、一定の気象条件を満たせば特段の損害を証明することなく支払いが行われる天候インデックス保険や、途上国の住民の実情に対応し少額の支払だが少額の保険料で運営されるマイクロ保険などが開発され、導入されている。保険は、気候変動のリスクを移転し、損害の回復を促進する効果が期待できる。他方、資力がなく気候変動の悪影響に脆弱な人・集団の保険へのアクセスの確保、保険制度に関わる費用負担の公平性、保険に依存し適切なリスク回避・低減措置がとられないモラルハザードの回避、保険設計に必要なデータ不足といった課題を抱える。保険の利用を含め、気候変動リスクに対処する包括的な制度を設計・運用していくことが必要である。

研究成果の概要(英文)：Some innovative approach to addressing climate related risks such as weather index insurance (by which insured could receive payout if some weather index are met), and micro insurance operated through relatively small amount of premium, have recently been developed and implemented. Insurance is expected to serve as a tool of risk transfer and to enhance more prompt recovery of suffered loss and damage.

On the other hand, insurance faces some challenges for making it a more effective tool to address climate risks: how to ensure accessibility to such insurance by the population with modest income, in most case the most vulnerable to climate change, how to ensure equitable allocation of costs relating to insurance among countries, insurers and insured and how to overcome lack of data necessary to design an appropriate insurance product. It is also essential to design and implement a comprehensive strategy and scheme to reduce and avoid climate risks.

研究分野：国際法学、環境法学

キーワード：保険 気候変動 リスク 適応策 環境損害 パリ協定

1. 研究開始当初の背景

これまで、国際的にも日本国内においても、気候変動対策の主眼は、温室効果ガスの排出量を削減・抑制する緩和策にあった。しかし、過去の排出による回避し得ない悪影響のリスクに加え、先進国、途上国が提出した2020年目標を積み上げて、2010年のカンクン合意の定める「工業化以前と比べて気温上昇を2度未満に抑える」という長期目標の達成には十分でなく、早期に対策の抜本的強化が合意されない限り、将来の気候変動の悪影響のリスクは大きなものになると見込まれる。こうした中、緩和策、悪影響を低減するための適応策をとっても避けがたく生じる気候変動の悪影響のリスクにいかに対処するかが各国の気候変動政策、そして国際的には2015年の新たな国際枠組みの重要な課題となっている。

こうした文脈において、近年注目されるのはリスク移転の手法である保険の利用である。他方、保険の対象範囲と残存する損害・リスクへの対処、保険の利用に伴う費用負担配分など検討課題は少なくない。国内外において、気候変動リスク対処に保険を利用する事例の収集・分析が緒に就いたところで、本格的な体系的研究には至っていない。

2. 研究の目的

本研究は、気候変動リスクに対処する「保険」という手法の利用の実態と特質、課題を実証的に解明し、加えて、環境保護目的で保険という手法を利用する他の分野の保険の利用事例と比較検討することにより、気候変動リスクに対処する保険特有の特質と課題は何か、気候変動リスクへの効果的対処に保険を利用するために必要な国内法政策が何か、それを支援する国際法政策が何かを明らかにすることを目的とする。そのことにより、気候変動分野にとどまらない環境分野での保険という手法の潜在性と課題を解明するとともに、気候変動リスク対処に保険を一層効果的に活用するための情報基盤を構築することをめざす。

3. 研究の方法

まず、気候変動リスク対処に保険という手法が利用された事例をできるかぎり網羅的に収集し、分析する。並行して、環境保護目的で保険を利用する他の分野の事例について検討を行う。この検討結果を基に、①気候変動リスクに対処する保険相互の比較と、②環境保護目的で保険を利用する他の分野での事例との比較を行う。これらをふまえて、(i) 気候変動リスクに対処する保険に特有の特質、限界、課題、(ii) 他の分野での保険の事例の分析を踏まえ、環境保護目的での保険の利用全般に共通する特質、理論的課題を同定し、(iii) こうした特質や課題を踏まえて、気候変動リスクに対処する保険の活用に関

要な国内法政策とそれを支援する国際法政策を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 気候変動の影響とそのリスクに関する現行の国際制度

気候変動の悪影響とそのリスクの拡大が予測される中で、温室効果ガスの排出削減策（緩和策）、気候変動の悪影響への適応策をとっても避けがたく生じる損失と損害にいかに対処するかが気候変動の国際制度の重要な課題となっている。とりわけ気候変動の悪影響に脆弱な島嶼国や後発途上国からは、途上国における気候変動の悪影響とそのリスクへの国際的対処を求める声が強い。

1992年に採択された気候変動枠組条約にも1997年に採択された京都議定書にも、顕在化した気候変動の悪影響に対処する具体的な規定はない。気候変動枠組条約はその4条8で、「締約国は、この条に規定する約束の履行に当たり、気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響…に起因する開発途上締約国の個別のニーズ及び懸念に対処するためにこの条約の下でとるべき措置（資金供与、保険及び技術移転に関するものを含む。）について十分な考慮を払う。」とのみ定める。京都議定書3条14は、京都議定書の第1回締約国会合において、「気候変動の悪影響…を最小限にするためにとるべき措置について検討する。検討すべき問題には、資金供与、保険及び技術移転の実施を含める。」と定めるが、第1回締約国会合では検討のプロセスは立てられたものの、具体的な措置は決定されなかった。なお、両条約において、とるべきとされた措置の中に「保険」がすでに例示されているのは興味深い。

もちろん気候変動枠組条約や京都議定書に具体的な規定がなくても、現行の国際制度が定める各国の削減義務の不履行の責任を問ひ、義務を遵守させることで、将来の「損失と損害」は小さくできる。しかし、現に生じている「損失と損害」の救済を求めることは難しい。さらに、国際社会の不文の慣習法上の規則として確立した越境環境損害防止義務を根拠に、環境への損害の未然防止とともに、生じた損害の救済を求めることができる可能性もある。2011年9月に、パラオなど島嶼国が、特に越境環境損害防止義務と国連海洋法条約との適合性を問う目的でICJに勧告的意見を要請する意思を国連総会で表明したのもそうした可能性を追求したものであった。しかし、気候変動の悪影響の「損失と損害」の場合、一般国際法上の越境環境損害防止義務を援用して救済を求めることは現実には難しい。なぜならば「環境を尊重するよう確保する」国家の義務の内容が必ずしも明確ではないのに加え、現在の科学的知見では、生じた損害が気候変動によるものかを証明することは容易ではない。さらに、多数の国・主体による温室効果ガスの排出という

集合的行為が時間をかけて蓄積することで生じる気候変動問題の性質上、仮にその損害が気候変動起因であることが証明できたとしてもその損害を生じさせた原因国を特定すること、複数国の排出による場合それぞれの寄与度を特定することは困難である（高村、2015）。英米法の国の国内法や宇宙損害責任条約などの条約は連帯責任（joint and several liability）を定めており、被害の救済を求める側は、救済を求められた相手側が損害の発生に寄与していることを証明すれば、すべての損害の救済を求めることができ、相手側の寄与度を証明する必要はない。救済を求められた側は、自らが行った支払いを他の原因者に求償できる。しかし、この連帯責任は、一般国際法上確立しているということではできず、気候変動の国際条約においてもその定めはない。

こうした法の現状を背景に、気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）（2013年）では、気候変動の悪影響に特に脆弱な途上国における気候変動の影響に伴う損失と損害（loss and damage）に対処するワルシャワ国際メカニズム（以下、「ワルシャワ国際メカニズム」）の設置が決定された。ここでいう「損失（loss）」とは「賠償又は原状回復ができない悪影響」を、「損害（damage）」とは「賠償又は原状回復ができる悪影響」をいう。ワルシャワ国際メカニズムは、2016年のCOP16で設けられたカンクン適応枠組みの下に設置され、気候変動枠組条約の5つの機関（適応委員会、後発開発途上国（LDC）専門家グループ、資金の常設委員会、技術執行委員会、非附属書I国の国別報告書の専門家諮問グループ）からそれぞれ2人選出される代表からなる執行委員会が①包括的なリスク管理への理解と知見、②関係機関との対話、連携、相乗効果、③資金、技術、能力開発などの支援と行動を強化する。既存の制度を活用した国際メカニズムであり、損失と損害への「補償」は対象とはならない。

2015年にCOP21で合意されたパリ協定は、その8条に損失と損害に関する規定を置いている。まず、損失と損害を回避し、損失と損害に対処することの重要性を認識（1項）し、ワルシャワ国際メカニズムをパリ協定の締約国会議の指導の下に置く（2項）こととした。締約国には、ワルシャワ国際メカニズムを含め、それに関する理解、行動及び支援を促進する責務があるとした（3項）上で、協力促進の分野の例示として、早期通報システム、緊急時の準備対応、包括的なリスク評価及びリスク管理とともに、リスク保険機構、気候リスクプーリング及びその他の保険による解決方法をその一つに例示している。COP21でパリ協定とともに採択された締約国会議の決定では、保険及びリスク移転に関する情報リポジトリの機能を果たす情報交換クリアリングハウスの設置がワルシャワ国際メカニズムの執行委員会に要請され、リ

スク移転に関するフィジークリアリングハウスが立ち上げられた（<http://unfccc-clearinghouse.org>）。

（2）環境条約における保険の利用

環境損害を生じさせた原因者に対して、損害の費用を負担させることにより、損害の修復を確実にするとともに、損害を生じさせないための未然防止措置をとるようインセンティブを与えることを目的とする環境損害責任（environmental liability）の制度を国際的に構築する条約（責任条約）において、保険が利用されてきた。1960年代から70年代前半に締結された「第一世代の責任条約」とでも呼ぶことができる1963年の原子力損害民事責任ウィーン条約、1969年の油濁民事責任国際条約（1969年CLC）は、それぞれ原子力活動を行う事業者、油の輸送を行うタンカーの船主がその活動から生じた損害に関わる一定の費用を負担することを定めている。1990年代後半以降、多国間環境条約の下で責任に関する法規則が定立され、例えば、有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約の下で1999年に採択された「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分から生じる損害に対する責任及び賠償に関する議定書」、2005年に採択された「南極環境保護議定書附属書IV」なども同様のアプローチをとる。これらの責任条約は、損害を生じさせるおそれのある活動を行う者に損害が生じた場合の賠償義務（責任）を負わせ、他方で、損害を被った者が責任者に対して求償権を行使できるよう各国が保障する民事責任型の制度を採用する。そして、このように活動を行う事業者に対して、損害発生時に条約の下で支払いが求められる支払いを可能とする財政的保証を各国が確保することが義務づけられている。かかるの財政的保証の一形態として、かかる条件を満たす保険が保険会社から提供され、事業者により利用されてきた。保険が提供されるためには、事業者が責任を負う範囲、支払いの上限の有無と上限がある場合の上限額が明確になることが必要で、いずれの条約もその趣旨で責任の範囲、責任の上限を定める規定を置いている。こうした保険は、リスクを伴う活動を行う者に、発生した損害の支払いを確実に行わせ、被害者の救済がより確実に行われる機能を果たしている。

（3）気候変動リスクへの対応手段としての保険

まずは、効果的に気候変動対策と適応策を推進することで、できるだけ生じる損失と損害のリスクを低減することが必要である。中でも適応策として、インフラストラクチャの強化などの構造的措置や、緊急時計画、災害計画、災害リスク削減計画、予測と早期警報制度、土地利用計画、公衆の認識など非構造的措置がリスクの削減に資する。次に、損失

と損害を被る主体が、将来生じうる損失と損害のリスクを自ら引き受け、リスクへの対応を準備することも重要である。例えば、住民の対応能力の構築や予期せぬ金銭上の負担を相殺するための準備基金の設置などが措置の一例である。

これらに加えて、近年注目されているのは、損失と損害のリスク、特に金銭上のリスクを、ある主体から別の主体に移すことを助けるリスク移転 (risk transfer) である。一般に、潜在的な損失と損害が、自らがそれを管理する能力を超えてしまうと評価する場合にとられるアプローチで、このリスク移転についていくつか革新的なアプローチが展開しつつある。

典型的なのが保険の利用である。国際レベルでの保険の設置は、気候変動枠組条約交渉時より島嶼国により主張されてきた。排出に応じて先進国が拠出を行い、一定以上気温が上昇した場合、脆弱な途上国にそこから資金が支払われるという提案である。「保険」と銘打っているが実質的には顕在化した損害とそのリスクに支払いを行うために国家（ここでは先進国）が拠出を行い、その拠出がプールされて損害に応じて支払いがなされるという点で、公的基金という性格を有するといえる。近年の気候変動リスクに対処する保険で特徴的なのは、アジア、アフリカなどの途上国を中心に、干ばつなどの異常気象による農家の収入減少リスクと緩和する天候インデックス保険の開発・普及が進んでいることである。一定の気象データの基準を満たせば特段の損害を証明することなく支払いを行う天候インデックス保険は、手続の簡素化・迅速化により途上国の農家の収入減少へのレジリエンスを高める効果がある。また、途上国の住民の実情に対応し少額の支払だが少額の保険料で運営されるマイクロ保険なども試行されている。

これらの気候変動分野における近年の保険の利用の事例は、大別して2つのタイプに分類することができる。第一の分類は、「直接保険 (direct insurance)」と呼ばれるもので、保険の受取人が直接保険金の支払いを受け取るタイプのものである。民間の保険を活用し、個人が保険料を支払い、リスク移転するものである。

第二の分類は「間接保険 (indirect insurance)」と呼ばれるもので、最終的に便益を受ける者は、保険を有する者 (機関) から間接的に支払いを受け取るタイプのものである。一国では到底支えられない極端な気象現象の被害のリスクを、地域で担保する地域リスクプーリング (UNFCCC 2012; 高村 2015) もこの分類の事例の一つである。例えば、カリブ地域破局的リスク保険機構 (Caribbean Catastrophe Risk Insurance Facility: CCRIF) は、カナダ、EU、英国、フランス、世界銀行といった資金提供国・機関からの資金と 16 の参加国の負担金を基に

基金を設け、参加国におけるハリケーンと地震の際に公的サービスを維持し、公的インフラを復旧させるのに支払われる仕組みである。気候変動が一因と考えられる極端な気象現象による損害のリスク移転もその対象の1つである。支払いは、参加する 16 の国の政府に行われるが、その用途は公的サービスの維持や公的インフラの復旧にあり、住民は間接的に支払いの便益を受ける。支払いが、政府ではなく、協同組合のような団体に対して行われる場合もこの事例に含まれる。

こうした保険の設計に際し、公的部門と民間部門の協力 (Public-Private Partnership; PPP) でより効果的なリスク移転を可能にする保険の設計も進んでいる。例えば、損保ジャパンが実証的に導入したタイの干ばつインデックス保険は、農業者が毎年資金を銀行から借り入れて農業を行い、収穫物の売り上げで返済する慣行を踏まえて、保険を契約した農業者に干ばつ等の理由により保険金支払事由が発生した場合、損保ジャパントイは政府系金融機関である農業協同組合銀行に保険金を支払い、農業協同組合銀行が保険金相当額を農業従事者に支払う。保険の募集も農業協同組合銀行が行っている。募集や支払いを保険会社が行い、一定額までの保険の支払いも保険会社が行うが、支払額の総額が一定額を超える場合については政府も支払いを負担する日本の地震保険のような保険設計も参考になるだろう。

なお、海面上昇のように、緩やかに進行する (slow onset) 現象による損失と損害に効果的に対処するアプローチの検討は緒に付いたばかりで、今後一層の研究が必要である。

(4) 保険という手法の課題

前述のように、保険は、気候変動が要因の一つと考えられる損失と損害のリスクを移転し、損害の回復を促進する効果が期待できる。他方で、保険は、現状は所得が低い途上国ほど住民の資力がなく保険料を支払えないために加入率が低く、本来最もこうした手段を必要としている気候変動の悪影響に脆弱な人ほど保険の利用が難しい。保険を気候変動の損失と損害のリスクの対処の手段として用いる場合、気候変動の悪影響に脆弱な人や集団が保険にアクセスできるような方策、例えば保険料の支払いを国内でまたは国際的に支援をすることも検討すべきであろう。現時点では、国際協力の一環として先進国が支援をする例が見られるが、本格的に制度化する場合、誰 (どの国) がいかなるルールでその支援を行うか費用負担のあり方が問題となろう。リスクプーリングについても、同様に費用負担が問題となる。排出に応じて費用を負担するのが排出削減 (リスク削減の一つの方策) のインセンティブを与えることにもなり合理的だが、政治的な合意可能性が課題である。

第二に、モラルハザードの問題である

(OECD, 2015)。保険が支払われると考え、適切なリスク回避・低減措置がとられないおそれもある。欧米の取り組みに見られるように、リスクの回避・低減措置をとった主体の保険料の支払いを軽減する、現実の損失に応じてではなく天候条件に応じて保険を支払うなど、悪影響を受けうる主体がそのリスクを回避・低減することを奨励するような制度設計とすべきであろう (OECD 2008; Surminski 2010)。

第三に、とりわけ途上国において保険を設計する際に、保険設計に必要なデータが不足している点である。例えば、天候インデックス保険の設計は、損害データと関連の高い気象データが必要で、「信頼できるデータが 20 年以上」あることが望ましいとも言われる。保険の設計のための気象データをいかに充実していくかが課題である。

リスク移転の手段としての保険だけでは、気候変動リスクに効果的に対処できない。効果的に排出削減策と悪影響への適応策を推進することで、できるだけ生じる悪影響を小さくすることが必要である。十分な排出削減策、そして適応策がとられないまま推移すれば、将来の気候変動の悪影響のリスクは増大し、保険で (十分に) 保障できないか、そうでなくても高い保険料を支払わなければ保障することができなくなる。そうした観点からは、保険の利用を含め、気候変動リスクに対処する包括的な制度を設計・運用していくことが必要である。気候変動の悪影響に起因する損害かを証明するのは難しく、また仮に証明できたとしても救済されるのは気候変動の寄与分ということでは、現実に損害を被った人々を十分救済することにならない。損害が気候変動起因かどうかにかかわらず、国連国際防災戦略など関連機関との連携、調整により、気象関連のリスクを全体として低減し、回避する取り組みを着実に強化していく必要がある。

気候変動の悪影響のリスクに対する脆弱性を減じ、国や住民がこれらのリスクに対応する能力 (適応能力) を高めていくことが必要である。こうした観点からは、長期的な気候変動の悪影響のリスクを十分に考慮して、長期的な展望にたつて、国や地域の持続可能な発展戦略が策定され、実施される必要がある。それは単に気候変動の悪影響のリスクに受動的、技術的に対応するのではなく、そのリスクをふまえた上で、これからどのような社会を構築していくかという長期的な社会のビジョン・計画づくりと実践である。そのことが気候変動の悪影響のリスクに効果的にかつ柔軟に対応しうる社会の構築を可能とするだろう。

<引用文献>

①高村ゆかり「気候変動の国際制度の展開とその課題」新澤秀則・高村ゆかり編『岩波講座 シリーズ環境政策の新地平 2 気候変動

政策のダイナミズム』13-36 頁 (2015)

②OECD, *Economic Aspects of Adaptation to Climate Change: Cost, Benefits and Policy Instruments* (2008)

③ Surminski, S., *Adapting to Extreme Weather Impacts of Climate Change: How can the Insurance Industry Help?* (2010)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 11 件)

1. 高村ゆかり「パリ協定-その特質と課題」『環境法政策学会会誌』第 21 号 (2018 刊行予定) 査読なし

2. 高村ゆかり「パリ協定-その特質と課題」『公衆衛生』Vol. 81 No 12 2017 December, 966-972 頁 (2017) 査読なし

3. 高村ゆかり「環境分野の国際立法-その特質と課題」『法律時報』2017 年 89 卷 10 号 (1116 号)、63-69 頁 (2017) 査読なし

4. 高村ゆかり「米国不在でも進むパリ協定の枠組み」『外交』Vol. 41, Jan. 2017, 121-127 頁 (2017) 査読なし

5. 高村ゆかり「京都議定書とパリ協定-その国際制度と実施のための国内制度」『論究ジュリスト』Number 19 2016 Autumn, 59-65 頁 (2016) 査読なし

6. 高村ゆかり「パリ協定で何が決まったのか-パリ協定の評価とインパクト」『法学教室』2016 年 5 月号 (No.428)、44-51 頁 (2016) 査読なし

7. 高村ゆかり「パリ協定で何が決まったか-その評価と課題」『環境と公害』Vol.45 No.4, 33-38 頁 (2016) 査読なし

8. 高村ゆかり「気候変動政策の国際枠組み-パリ協定の合意とパリ後の世界」『季刊環境研究』March/2016 No.181, 11-21 頁 (2016) 査読なし

9. 高村ゆかり「適応策を推進するに当たっての課題」『グローバルネット』283 号、2014.6 (2014) 査読なし

[学会発表] (計 21 件)

1. 高村ゆかり「パリ協定と変わる世界の潮流」朝日新聞社、名古屋大学大学院環境学研究科主催シンポジウム「脱炭素革命と ESG 投資-パリ協定が変えるビジネス」(2018)

2. 高村ゆかり「パリ協定: ゲームチェンジと非国家主体の役割」気候変動の新たな国際枠組みにおける実効性を確保する国際環境レジームの設計・東京ワークショップ (2018)

3. Yukari TAKAMURA「Long-term Strategy toward De-carbonization: From the Japanese Perspective」in GEA2017 (2017)

4. 高村ゆかり「パリ協定-その特質と課題」環境法政策学会 2017 年度学術大会 (2017)

5. 高村ゆかり「パリ協定-その意義とインパクト」上智大学 2017 年度 Sellap セミナー「パリ協定の締結と温暖化防止の法政策」(2017)
6. 高村ゆかり「パリ協定の意義とビジネスへのインパクト」2017 年度環境経営学会研究報告大会/第 17 回定期総会 (2017)
7. 高村ゆかり「国際環境法の現代的展開とその課題——グローバル化の観点から」2017 年度世界法学会研究大会 (2017)
8. Yukari TAKAMURA「Climate Changes and Law of the Sea : A New Role for the Tribunal?」in International symposium “ITLOS at 20: Looking into the Future” organized by the International Tribunal for the Law of the Sea (2017)
9. 高村ゆかり「パリ協定-その意義と今後の課題」環境科学会市民公開講演会 (2017)
10. 高村ゆかり「パリ協定の意義と今後の課題」エネルギー持続性フォーラム公開シンポジウム『気候変動「パリ協定」とエネルギー社会の未来』(2017)
11. 高村ゆかり「パリ協定後の世界と米国政権交代のインパクト」朝日新聞社・名古屋大学大学院環境学研究科主催シンポジウム「トランプ時代の気候変動とビジネス」(2017)
12. 高村ゆかり「パリ協定とパリ後の温暖化対策」第 28 回環境システム計測制御学会 (EICA) 研究発表会 (2016)
13. 高村ゆかり「パリ協定 そのインパクトと課題」化学工学会シンポジウム「パリ協定と気候変動対策」(2016)
14. Yukari TAKAMURA「The Paris Agreement: Its Implications and challenges」in "International Conference on the Paris Agreement: Key Elements and Implementations" organized by Center for International Law, KNDA and SSK Research Center for Climate Change and International Law, Yonsei University (2016).
15. 高村ゆかり「パリ協定をどう見るかーその意義とインパクト」朝日新聞社・名古屋大学大学院環境学研究科環境法政論講座主催シンポジウム「パリ協定後の世界と日本」(2016)
16. 高村ゆかり「温暖化による損失と損害 (ロス&ダメージ) をめぐる国際的議論と取り組み」第 8 回温暖化リスクメディアフォーラム (2015)
17. Yukari TAKAMURA「Legal Issues surrounding Paris Agreement」in International Symposium "Issues on 2015 Climate Change Agreement" organized by Center for International Law (CIL), IFANS, Korea National Diplomatic Academy (KNDA) & Center for Climate and Sustainable Development Law and Policy (SCDLAP), Seoul International Law Academy (SILA) (2015)
18. 高村ゆかり「気候変動政策研究の進展と

課題 : 2015 年合意をめぐる研究状況をふまえて」環境経済・政策学会 2015 年大会企画セッション「気候変動政策研究の進展と展望」(2015)

19. Yukari TAKAMURA「Interlinkage and Coordination between regimes: Towards a more effective climate governance」in Symposium on East Asian Response to Climate Change and Energy Issues organized by Yonsei Law School (2015)

20. 高村ゆかり「気候変動の影響リスクへの適応と予防原則」フランス・エクス・マルセイユ大学国際欧州センター (CERIC)、早稲田大学比較法研究所主催国際シンポジウム「環境公衆衛生上のリスク処理に関する日仏比較法研究」(2015)

21. Yukari TAKAMURA「International Regime on Climate Change: Its Challenges Towards Post-2020」in “Climate Change and Energy Law: Implementation and Progress in Asia?” , organized by Tsinghua University and Konrad Adenauer Stiftung (KAS) (2014)

〔図書〕(計 3 件)

1. 高村ゆかり「パリ協定における義務の差異化ー共通に有しているが差異のある責任原則の動的適用への転換」松井芳郎・富岡仁・坂本茂樹・薬師寺広夫・桐山孝信・西村智朗編『21 世紀の国際法と海洋法の課題』228-248 頁 (2016 年) 査読なし

2. 高村ゆかり「気候変動の国際制度の展開とその課題」新澤秀則・高村ゆかり編『岩波講座 シリーズ環境政策の新地平 2 気候変動政策のダイナミズム』13-36 頁 (2015) 査読なし

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

・2016 年、2017 年、2018 年と朝日新聞社との共催でシンポジウムを開催し、研究成果を発表した。それぞれ朝日新聞紙面で紹介された。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高村ゆかり (TAKAMURA, Yukari)

名古屋大学大学院環境学研究科・教授

研究者番号 : 70303518

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし